

日銀業第938号
平成29年12月4日

取 扱 機 関
取りまとめ参加者 御中
中途換金取りまとめ参加者

日 本 銀 行

「個人向け国債の事務取扱いに関する細則」の一部改正に関する件

規程整備の観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「個人向け国債の事務取扱いに関する細則」中一部改正

○ [参考1] I. 2. を横線のとおり改める。

2. 初期利子

~~-(1) 発行日が平成28年4月15日以前である場合~~

~~1. と同じ。~~

~~-(2) 発行日が平成28年5月16日以後である場合~~

$$\text{利子計算用残高 (単位 円)} \times \frac{\text{利率 (\%)}}{100} \times \left[\frac{1}{2} - \frac{\text{未発行期間}^{(注1)}}{365} \right]^{(注2)}$$

(注1) 略 (不変)

(注2) 略 (不変)

○ [参考1] II. 2. を横線のとおり改める。

2. 中途換金調整額 (単位 円・円位未満切捨て (項が複数ある場合には、特に断りのない限り、各項ごとに切捨て))

(1) 中途換金日が第3期利子支払期日以後の日である場合

~~$$\text{中途換金調整額} = \text{中途換金日の直近2回の各利子相当額にそれぞれ百分の七十九・六八五を乗じて得た額の合計額}^{(注)}$$~~

(注) 1. }
 2. } 略 (不変)
 3. }

(2) 中途換金日が第2期利子支払期日以後、第3期利子支払期日前の日である場合

~~イ、発行日が平成28年4月15日以前であるとき~~

~~$$\begin{aligned} \text{中途換金調整額} &= \text{初期利子相当額に百分の七十九・六八五を乗じて得た額}^{(注1)} \\ &+ \text{第2期利子相当額に百分の七十九・六八五を乗じて得た額}^{(注2)} \\ &- \text{受入経過利子相当額}^{(注3)} \end{aligned}$$~~

~~ロ、発行日が平成28年5月16日以後であるとき~~

$$\begin{aligned} \text{中途換金調整額} &= \text{初期利子相当額に百分の七十九・六八五を乗じて得た額}^{(注1)} \\ &+ \text{第2期利子相当額に百分の七十九・六八五を乗じて得た額}^{(注2)} \end{aligned}$$

(注1) 初期利子相当額に百分の七十九・六八五を乗じて得た額は、次のとおり算出する(以下同じ)。

~~・発行日が平成28年4月15日以前である場合~~

$$\text{額面金額(単位:円)} \times \frac{\text{初期利子計算期間に適用される利率(\%)}}{100} \times \frac{1}{2} \times 0.79685$$

~~・発行日が平成28年5月16日以後である場合~~

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{額面金額} \\ \text{(単位:円)} \end{array} \times \frac{\text{初期利子計算期間に適用される利率(\%)}}{100} \times \left[\frac{1}{2} - \frac{\text{未発行期間}^{*1}}{365} \right]^{*2} \right\} \times 0.79685$$

*1 略(不変)

*2 略(不変)

(注2) 略(不変)

~~(注3) 受入経過利子相当額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次のとおり算出する(以下同じ)。~~

~~1. 発行日が初期利子支払期日の6か月前応当日である場合 0円~~

~~2. 発行日が初期利子支払期日の6か月前応当日でない場合~~

~~(単位:円・円位未満切捨て(ただし、1円未満のときは1円))~~

$$\text{額面金額(単位:円)} \times \frac{\text{初期利子計算期間に適用される利率(\%)}}{100} \times \frac{\text{未発行期間}^{*}}{365}$$

~~* 未発行期間は、初期利子支払期日の6か月前応当日の翌日から起算して発行日までの日数とする。~~

(3) 中途換金日が初期利子支払期日以後、第2期利子支払期日前の日である場合

~~イ、発行日が平成28年4月15日以前であるとき~~

$$\begin{aligned} \text{中途換金調整額} &= \text{初期利子相当額に百分の七十九・六八五を乗じて得た額} \\ &+ \text{経過利子相当額}^{(注)} - \text{受入経過利子相当額} \end{aligned}$$

~~ロ、発行日が平成28年5月16日以後であるとき~~

$$\begin{aligned} \text{中途換金調整額} &= \text{初期利子相当額に百分の七十九・六八五を乗じて得た額} \\ &+ \text{経過利子相当額}^{(注)} \end{aligned}$$

(注) 略(不変)

(4) 中途換金日が初期利子支払期日前の日である場合

~~イ、発行日が平成28年4月15日以前であるとき~~

~~中途換金調整額＝経過利子相当額－受入経過利子相当額~~

~~ロ、発行日が平成28年5月16日以後であるとき~~

~~中途換金調整額＝経過利子相当額~~